

広告競争と消費者の選択 ー今も羊頭狗肉は変わらないー

弁護士 浦 田 益 之

I こんな広告があったらどう思うか

- 1 過去の損害賠償事件の取扱い件数500件 空港機事故はお任せ下さい。
- 2 交通事故で1億3000万円を獲得しています。
あなたも可能です。
- 3 当法律事務所ではどんな事件でも解決してみせます。
- 4 競売を止めて見せます。

(以上弁護士の例)

- 5 当院でのがん手術後の生存率は60%です。
- 6 薬効のある〇〇〇〇を使つての治療を行っています。
＜未承認医薬品＞
- 7 〇〇〇〇も当院で治療を受けております。
＜著名人＞
- 8 厚生労働省が認可した胃腸科専門医です。
- 9 当医院は県内一の医師数を誇っています。
- 10 今なら〇〇円でキャンペーン実施中

(以上医師の例)

II 柔道整復師の場合

最高裁昭和36. 2. 15判決

事 例

大津市できゅう業を営むXが昭和28年3月～5月、きゅうの適応症として神経痛、リュウマチ、血の道、胃腸病などの病名を記載したビラ約7030枚を施術所の周辺地域に配布した。このビラには、きゅうの適用症としての病名のほか、その効能の説明が附記されていた。例えば、「熱いシゲキは神経に強い反応を起し、体の内臓や神経作用が、興奮する／血のめぐりが良くなり、血中のバイ菌や病の毒を消すメンエキが増える／それ故体が軽く、気持ちが良くなりよく寝られる、腹がふる等は灸をした人の知る所である」、「人体に灸ツボは六百以上あり、病によってツボが皆違う故、ツボにすえなければ効果はない」などと書かれていた。

判決理由

「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法があん摩、はり、きゅう等の業務又は施術所に関し前記のような制限を設け、いわゆる適応症の広告を許さないゆえんのもは、もしこれを無制限に許容するときは、患者を吸引しようとするためややもすれば虚偽誇大に流れ、一般大衆を惑わすおそれがあり、その結果、適時適切な医療を受ける機会を失わせるような結果を招来することをおそれたためであって、このような弊害を未然に防止するため一定事項以外の広告を禁止することは、国民の保険衛生上の見地から、公共の福祉を維持するためやむを得ない措置として是認されなければならない。

※昭和45年、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」とは別に、柔道整復師法が単独行法となる。

Ⅲ なぜ広告表示は規制されるのか

1 専門家の業務広告

(1) 広告表現と憲法21条

(2) 専門家とは

高度な専門的知識

国家の資格認定

私的利益プラス公益性

※客観的評価が下せない → 広告の禁止

(3) 日弁連会則29条の二

弁護士は、自己の業務について広告することができる。ただし、本会の定め
に反する場合は、この限りでない。

品位を損う広告又は宣伝をしてはならない（弁護士職務基本規程）。

(4) 医療法6条の5

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか（略）、これを広告してはならない。

19. 3. 30「医療広告ガイドライン」公表

(5) 柔道整復師法24条

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

① 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所

② 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

③ 施術日又は施術時間

④ その他厚生労働大臣が指定する事項

< 広告し得る事項の指定 >

1 ほねつぎ（又は接骨）

- 2 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）。
 - 3 予約に基づく施術の実施
 - 4 休日又は夜間における施術の実施
 - 5 出張による施術の実施
 - 6 駐車設備に関する事項
- ※①及び②に掲げる事項について広告する場合においても、その内容は柔道整復師の技能，施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

- 2 事業者の営業行為（顧客の誘引）と消費者の保護
 - (1)何らかのブレーキをかけないと
 - (2)情報がないと消費者も困る
- 3 不当表示に切りがない
成人年齢引下げの影響も出る

IV 景品表示法（S 3 7 制定）はどうなっている

- 1 昭和35年のニセ牛缶事件
- 2 法の目的
商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため，一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより，一般消費者の利益を保護すること
- 3 著しく優良又は有利
 - (1)優良誤認
品質，規格その他の内容について著しく優良であると誤認される表示のこと
 - (2)有利誤認
取引条件を著しく有利にみせかける表示のこと
 - (3)内閣総理大臣が指定する表示
 - ・無果汁の清涼飲料水等についての表示
 - ・商品の原産国に関する不当な表示
 - ・消費者信用の融資費用に関する不当な表示
 - ・不動産のおとり広告に関する表示
 - ・おとり広告に関する表示

- ・有料老人ホームに関する不当な表示

4 不実証広告（15年改正）

V 特別法や条例による規制がある

1 特定の事業

- 食品衛生法
- 健康増進法
- 農林物資規格法
- 酒税法
- 薬事法
- 家庭用品品質表示法
- 特定商取法
 - 通信販売 連鎖販売 特定継続取引 業務提供誘引
- 割賦販売法
- 金融商品取引法
- 宅地建物取引業法
- 施行業法

2 行政判断の基準

- ①意図・被害の立証は求めない。
- ②文言だけでなく、全体として消費者に与える影響を考慮する。
- ③商品の特性についての事実誤認を問題にする。
- ④重要事実を省略したものは違法とする。
- ⑤広告時点での実証資料を保持していなければならない。
- ⑥契約前の行為が規制の対象とされる。
- ⑦安全を要する商品については、商品・包装容器等への記載が要る。

VI 違法行為に対して責任が問われる

1 民事的規制

- ①民法
 - 不法行為による損害賠償
- ②消費者契約法
 - 申込み・承諾の取消
 - 団体訴訟
- ③独禁法
 - 差止請求

- ④不正競争防止法
損害賠償
差止請求

2 刑事的規制

- ①刑法
詐欺罪 名誉棄損
- ②不正競争防止法
- ③軽犯罪法
- ④行政的規制による刑事制裁

VII 景品表示法における規制の強化

1 措置命令

- ・違反したことを一般消費者に周知徹底する
- ・再発防止策を講ずる
- ・その違反行為を将来繰り返さない

2 課徴金制度

VIII その他

1 名称の制限

整体院と接（整）骨院
カイロプラクティック
整形外科
接(整)骨医 東洋医学院 治療院 接(整)骨科療院 柔道整復科治療院

2 措置命令の例

- ①小顔サービス
- ②えがお
黒酢の痩身効果
- ③ローランインターナショナル
中古車の修復歴

<資 料>

広告表示の規制と責任

[岐阜新聞平成28年8月20日（土）朝刊6頁掲載]

【不当表示の例】

消費者庁はこのほかから根拠付けがなされず、成人の顔の骨は標ぼうする役務提供の美容サロンなど事業者らに対して、景品表示法に基づく措置命令を行った。小顔サービスといわれる役務であり、ウェブサイトを使

めていたが、事業者らから根拠付けがなされず、成人の顔の骨は標ぼうする役務提供の美容サロンなど事業者らに対して、景品表示法に基づく措置命令を出し、なかには課徴金命令が必要となる事業者もいると

め、商品を購入したりサービスを提供を受けるにせよおびただしい数のものがあつて、知識不足からどれかの広告に頼らざるを得ない。技術の革新や経済

【課徴金制度】

でも、商品を購入したりサービスを提供を受けるにせよおびただしい数のものがあつて、知識不足からどれかの広告に頼らざるを得ない。技術の革新や経済

他に、有利誤認表示（価格や取引条件に関する著しく有利である）と誤認される表示（あり、無果汁の清涼飲料・商品の原産国・有料老人ホーム・おとり

①ウェブサイトの表示は景品表示法に違反する優良誤認表示であったことを、消費者庁長官の承認を得た方法

広告等宣伝活動は商品やサービスの需要喚起を促すものであり、事業者にとつては、その規制は営業の自由を束縛するものと映る。販促行為の性格上、誘惑要素が潜んでおり、行き過ぎは避けられない。例えば、収益の拡大を目指すため、誇張に走り虚偽が入り込んだ。

情報格差は広がる。一方であり、消費者の



広告表示の規制と責任

問われる企業のモラル

して、調査が続けられるとの報道もある。

特定指定がなされている。

でもって、一般消費者に周知徹底すること。

自己が扱う商品なりサービスに対して思い入れが強く、それが身びいきに転化する。短い文句でアピールするので、事実の記述がおろそかになる。代価・料金の設定はコストの引き下げにかかっており、紛い物が使われたりする。他方、消費者にとつ

こつした状況の下、いわゆる食品表示などの問題を受けて、景品表示法の改正により本年4月から違反事業者に対する課徴金制度が導入され、消費者の保護に一役買うことになった。広告に対する取

【措置命令】

景品表示法は、不当表示を禁止しており、先の事案は優良誤認表示（品質、規格その他）の内容について著しく優良であると誤認される表示）の類型に当たっていない。

虚偽表示はそれ自体で違反であり、重要事実の省略も同じく違反になる。行政的規制では広告主体の故意・過失や被害の立証は問題に

②今後は同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを役員および従業員にも周知徹底すること。

③①による結果と②に基づき採った措置について、同長官宛てに文書で報告すること。

同長官宛てに文書で報告すること。

同長官宛てに文書で報告すること。